



4. 運び出し作業にあたり、作業には事故を発生させないように十分注意いたしますが、家財家具や家屋内外に対し職員の故意または過失により破損等が生じた場合以外は、賠償に 응 じ る こ と が でき ませ ん。
5. 運び出し品目が固定用具などで固定されている場合は、本人もしくは代理人により取り外していただいた場合のみ、運び出し作業を行います。
6. 粗大ごみが運び出しやすいよう、玄関までの通路を確保してください。※玄関以外からの運び出し作業や解体作業は行っておりません。
7. タンスなど、箱物家具の中身を空にしておいてください。
8. 収集日当日の品物の追加は、収集車の積載・配車の都合上お受けできません。

上記1～8の確認事項について承諾の上、

清掃事務所（03-3693-6113）までご連絡ください。